

(別紙6)

○東松山市放課後児童クラブ条例

平成13年9月28日

条例第34号

(設置)

第1条 市内に住所を有し、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という。）に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図るため、東松山市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東松山市立きらめきクラブまつに	東松山市大字東平555番地3
東松山市立きらめきクラブからこ	東松山市大字新郷8番地2
東松山市立きらめきクラブいちのかわ	東松山市大字市ノ川132番地4
東松山市立きらめきクラブたかさか	東松山市大字高坂1138番地
東松山市立きらめきクラブしんめい	東松山市御茶山町7番地2
東松山市立きらめきクラブのもと	東松山市大字下野本650番地2
東松山市立きらめきクラブさくらやま	東松山市桜山台5番地

2 児童クラブの定員は、市長が別に定める。

(業務)

第3条 児童クラブは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 放課後児童の健全育成を図るために必要な保育
- (2) その他市長が必要と認める業務

(職員)

第4条 児童クラブに指導員その他必要な職員を置く。

2 指導員は、保育士又は教員の資格を有する者とする。

(入所児童)

第5条 児童クラブに入所できる児童は、東松山市立小学校（第8条において

「学校」という。) に在学する放課後児童とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(入所の許可)

第6条 保護者は、放課後児童を児童クラブに入所させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(保育の解除)

第7条 市長は、前条の許可を受けた児童が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の解除をすることができる。

- (1) 入所の条件に変更があったとき。
- (2) 保護者から退所の申出があったとき。
- (3) 保育料を納付しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(保育時間)

第8条 児童クラブの保育時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 学校の授業日 学校の放課後から午後7時まで
- (2) 学校の休業日 午前8時30分から午後7時まで(次条に規定する休所日を除く。)

(休所日)

第9条 児童クラブの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び1月29日から1月31日までの日
- (4) その他市長が定めた日

(保育料)

第10条 児童クラブに入所している児童の保護者は、保育料を納入しなければならない。

2 前項の保育料の額は、児童1人につき月額1万円とし、2人以上入所の場

合2人目以降の保育料は、その2分の1とする。

3 月の途中において保育の開始又は解除をした場合で保育日数が、その月の保育すべき日数の半数に満たないときは、保育料は、半額とする。

(保育料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、前条の保育料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、児童クラブの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童クラブの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 児童クラブの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者の指定の手続)

第13条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な児童クラブの利用を確保できること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に児童クラブの運営を行うことができること。
- (3) 児童クラブの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理者が前条各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を安定して行う経営基盤を有していること。

(5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができる。

(管理の基準等)

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に児童クラブの運営を行うこと。

(2) 児童クラブの施設の維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 第13条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 前条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第16条 指定管理者は、児童クラブの施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成13年10月15日から施行する。
- 2 平成13年10月分の保育料については、第10条第2項の規定中「1万2,000円」とあるのは「6,000円」と読み替えるものとする。

#### 附 則（平成15年3月24日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年3月24日条例第12号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年6月29日条例第22号）

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（東松山市児童センター設置及び管理条例の廃止）

- 2 東松山市児童センター設置及び管理条例（昭和54年東松山市条例第32号）は、廃止する。

（準備行為）

- 3 改正後の東松山市放課後児童クラブ条例（以下「新条例」という。）第12条の規定による指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第12条及び第13条の規定の例により行うことができる。

（東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年東松山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

#### 附 則（平成26年10月1日条例第28号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の東松山市放課後児童クラブ条例（以下「新条例」という。）第2条第1項に規定する東松山市立きらめきクラブのもと及び東松山市立きらめきクラブさくらやまについて行う新条例第12条の規定による指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成29年12月27日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定及び次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第11条の規定は、平成30年1月以後の月分の保育料について適用し、平成29年12月分までの保育料については、なお従前の例による。